

# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 策定の趣旨及び背景

1990（平成2）年の出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正以降、本市においては、自動車産業などの製造業が盛んな地域性も相まって、ブラジルやペルーなど南米の日系人<sup>※</sup>を中心に外国人人口が増加しました。

こうした中、鈴鹿国際交流協会<sup>※</sup>を始めとする関係団体や地域のボランティアなど、民間レベルによる多文化共生<sup>※</sup>に向けた取組が進められました。

一方、本市は、外国人市民<sup>※</sup>を地域における「生活者」として受け入れていくことを通じ、外国人市民の就労、教育等の課題が顕在化したことから、2001（平成13）年、同年に発足した「外国人集住都市会議<sup>※</sup>」に参画し、外国人市民の様々な課題の解消を図るため、関係省庁への提言や要望に取り組むとともに、多文化共生に関する施策を総合的に推進するため、2011（平成23）年3月に「鈴鹿市多文化共生推進指針」（以下「指針」という。）を策定しました。

その後、段階的に増加していた本市の外国人人口は、2008（平成20）年のリーマンショックを境として一時的に落ち込みを見せますが、2019（平成31）年4月、外国人材を労働者として受け入れるための在留資格<sup>※</sup>である「特定技能<sup>※</sup>」が創設されるなどによって再び増加傾向を示し、かつベトナム及びスリランカなどのアジア圏からの外国人が増加し、多国籍化も進展しています。

また、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）<sup>※</sup>」が採択されたことを受け、我が国においても、その基本的理念である「誰一人取り残さない」とのキーワードで表現される「包摂性」を、優先課題に取り組むに際しての主要原則の1つとして、分野を問わず適用することとしているのを始め、デジタル化の進展、気象災害の激甚化、さらには新型コロナウイルス感染症の影響など、多文化共生を取り巻く情勢に大きな変化が見られます。

このような状況にあって国においては、2018（平成30）年4月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策<sup>※</sup>」を取りまとめ、2020（令和2）年9月には、都道府県及び市区町村における多文化共生の推進に係る方向性を示す「地域における多文化共生推進プラン<sup>※</sup>」が改訂され、地方公共団体においては、これらの国等の動向を踏まえ、多文化共生の推進に係る指針・計画を見直し、その中で、地域社会での多文化共生の推進に新たな視点を盛り込む動きが見られます。

このようなことから、本市は、これまでの指針による取組の進捗状況や今後における社会的な潮流を踏まえ、多文化共生社会の実現に向けた取組を着実に推進していくため、指針を見直し、新たに「鈴鹿市多文化共生推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「鈴鹿市総合計画2031※」（以下「総合計画2031」という。）のまちづくりの方向性との整合を図りながら、個別の分野である多文化共生社会の実現を進めるための「推進プラン」と位置付け、行政や市民、事業者及び団体等が連携、協力しながら取り組む施策の基本的な方向性を示します。

また、「鈴鹿市まちづくり基本条例※」及び本市が掲げる分野別の各種の計画や、総務省が示した「地域における多文化共生推進プラン（改訂版）」など、国等の施策の動向とも整合させながら推進するものです。

## 3 計画の期間

本計画は、総合計画2031の計画期間と合わせ、2024（令和6）年度から2031（令和13）年度までの8年間で計画期間とし、総合計画2031の基本計画及び実行計画の見直しや、多文化共生を取り巻く状況に変化があった場合は、必要に応じて見直します。

